

名護市児童生徒等の県外派遣等に関する補助金申請マニュアル (保護者用)

○補助金の目的

名護市に所在する小学校、中学校、県立高等学校及び高等専門学校に在籍する児童生徒又は名護市に住所を有する児童生徒が、県外又は県内の離島で開催される運動競技会又は文化関係大会等に派遣され、又は参加する場合や友好都市交流事業に派遣される場合における費用の一部を補助するものです。

<補助金申請の流れ>

1. 補助の対象の確認

(1) 補助対象者

名護市に所在する小中学校、高等学校及び高等専門学校に在籍する児童生徒又は、名護市に住所を有する児童生徒。

小中学校の児童生徒の引率を行う監督・コーチ1名ずつについても補助の対象となることがあります。

(2) 補助条件

① 運動競技大会又は文化関係大会の成績（公式記録による選考を含む。）により選抜・推薦を受け、各種大会又は交流試合等へ派遣される又は参加するとき。（高等学校等の生徒については全国規模又は国際規模による 各種大会又は交流試合等に限りま。

② 名護・滝川児童交歓派遣事業又は館林市児童交歓交流事業に派遣されるとき。

(3) 補助対象経費（補助上限額：50,000円/回）

渡航運賃・宿泊費・楽器運搬費

※ 補助率は派遣・推薦を受けるに至った元の大会等及び参加する大会等の主催者等によって変動します。

2. 補助金の交付申請 ※詳細は別紙フロー図を参照してください。

(1) 学校教育の一環として大会等へ参加する場合

➡ 出発の**10日前までに学校に**必要書類②～⑦を提出してください。

(2) 個人の活動として大会等へ参加する場合

(例1：スイミングスクールに所属し、個人として全国大会へ派遣される)

(例2：サッカーチームに所属し、チームとして全国大会へ派遣される)

➡ **出発前日までに直接、教育委員会**へ必要書類を提出してください。

事前申請が必須です！！

申請に必要な書類（①～⑥は必須、⑦～⑨は該当する場合）

① 交付申請書（様式第1号）

② 旅費等見積書 ※ 自作の見積書のみでの申請はできません。

③ 行程表・日程表

※ **日程が不確定な場合は、最大で要する日程で申請してください。**例えば、1回戦で負けるかもしれないと考え2日分の旅程で申請したが、2回戦、3回戦に勝ち進んで延泊し実際に4日かかった場合でも、交付申請を2日分で行っていると、補助金は2日分しか交付されません。

④ 派遣者名簿 ※ 主催者へ提出した書類です。

⑤ 大会要項等 ※ 2大会分（元の大会及び参加する大会）必要です。

⑥ 派遣依頼書等

⑦ 委任状（学校又は団体が申請する場合 ※ 全児童生徒分及び監督・コーチ（補助申請する場合のみ）

⑧ 住民票抄本

（名護市に所在する学校以外に在籍する場合又は学校を経由せず個人・団体に申請する場合）

⑨ 学校・他団体からの助成(補助)額等がわかる書類（学校・他団体から助成を受ける場合）

※ 提出書類チェック表を添えてください。

3. 補助金の交付決定

市において申請書類の内容を確認し、要綱に基づき補助金の額を算出します。

補助金の交付が決定した場合には、**申請者あて**決定通知書を送付します。

※ 書類に不備が無ければ、申請書類の受理から1～2週間程度で交付決定が出ます。

4. 変更承認申請 ※最初の申請時より金額が上がる場合のみ

交付決定を受けた後で派遣に係る日程・費用等に変更があり、最初の申請より金額が上がる場合は変更承認申請が必要です。

変更承認申請に必要な書類

① 変更承認申請書

② 変更内容が確認できる書類

※ 提出書類チェック表を添えてください。

5. 大会への参加

6. 実績報告

大会終了(大会日程の最終日)から10日以内に(学校への提出は速やかに)、必要書類を提出してください。

※ 提出先は交付申請と同様です。

実績報告に必要な書類(①～⑤は必須、⑥は該当する場合)

① 実績報告書(様式第3号)

② 派遣者名簿(実績)

③ 経費の内訳がわかる書類

④ 領収書の写し

※ 5万円以上の領収書には旅行社に収入印紙を貼付してもらってください。(クレジット払いの場合は不要です。)

⑤ 搭乗券(乗船券)の写しもしくは搭乗証明書

※ 大会参加後の搭乗券の紛失がかなり多い状況です。引率の方が**飛行機等搭乗後に搭乗券を集めるなど、一括で管理し**、スムーズに提出できるようにしてください。

⑥ 保護者アンケート(該当する場合は、交付決定時にお渡しします。)

※ 提出書類チェック表を添えてください。

7. 補助金額の確定

市において実績書類を確認後補助金の額を確定し、補助金の交付が確定した場合には、**申請者あて**補助金の交付確定通知を送付します。

※ 補助金の額は交付決定額のとおり交付されとは限りません。**交付決定額を上限として、実績額により**補助金の額を確定します。

8. 補助金の交付

補助金の確定後、**請求書を提出**していただきます。これに基づき、補助金を申請者あてお支払いします。

※ 補助金の交付は、請求書の提出から早くても2週間程度の時間を要します。

各種様式等は名護市ホームページ【暮らしのガイド(教育環境)】内、【支援制度】「児童生徒の県外派遣等補助金について」に掲載しています。

お問合せ
名護市教育委員会
総務課 総務係
電話：53-1212 (内線132)
FAX：53-7825
E-mail：kyouikusoumu@city.nago.lg.jp